

令和6年稲沢市教育委員会 第7回定例会会議録

1 日 時 令和6年7月30日（火）午後1時30分～午後3時45分

2 場 所 議員総会室

3 出席委員 教 育 長 広 沢 憲 治  
教育長職務代理者 伊 藤 浩 樹  
委 員 吉 川 繁 樹  
委 員 澤 田 可 奈 子  
委 員 森 誠 子  
委 員 大 島 宏 之

4 説明のため出席した職員

|             |           |               |         |
|-------------|-----------|---------------|---------|
| 教 育 部 長     | 荻 須 正 偉   |               |         |
| 教育部調整監      | 森 義 孝     |               |         |
| 教育部次長兼庶務課長  | 大 口 伸     | 庶 務 課 主 幹     | 大 崎 敬 介 |
| 庶 務 課 主 幹   | 鈴 木 達 哉   | 庶 務 課 主 幹     | 犬 飼 貴 志 |
| 学校教育課長兼指導主事 | 松 村 覚 司   | 学校教育課主幹兼指導主事  | 林 久 人   |
| 生涯学習課長      | 別 府 正 弘   | 生涯学習課主幹       | 松 尾 俊 明 |
| 生涯学習課主幹     | 恒 川 浩     |               |         |
| ス ポ ー ツ 課 長 | 江 頭 弘 幸   | ス ポ ー ツ 課 主 幹 | 鈴 木 元 行 |
| 図 書 館 長     | 塚 本 ゆ かり  | 図 書 館 主 幹     | 石 川 路 子 |
| 図 書 館 主 幹   | 野 々 部 隆 明 |               |         |
| 美 術 館 長     | 長 谷 川 隆   |               |         |
| 書記 庶務課      | 長 瀬 菜 摘   |               |         |

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和6年第6回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 6月定例会一般質問の内容について

9 議事

(1) 付議事項

議案第12号 令和7年度使用中学校用教科用図書の採択について

議案第13号 令和7年度使用小学校用教科用図書の採択について

(2) 稲沢市学校施設整備基本計画(案)について

10 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・稲沢市地域学校協働活動推進員の解嘱について
- ・稲沢市生涯学習推進会議委員の解嘱及び委嘱について
- ・令和7年度稲沢市勤労福祉会館及び稲沢市総合体育館の休館日について

11 その他

- ・あいちの社会教育委員ハンドブックの配付について
- ・第36回稲沢シティーマラソンについて

12 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和6年第7回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

初めに、教育長報告ということで私からお話をさせていただきます。

今、私はマスクをしております。報道等でもいろいろと言われておりますので、ご存知だとは思いますが、新型コロナウイルス第11派というような表現もあるようで、かなり増えているそんな状況があるようです。もちろん、以前の2類という分類だった頃と今は当然違うわけで、特別何かということはないわけですが、やはり罹った人たちの話を聞くと、なかなかしんどいところもある、それから何日も職場を空けなければならないということで、いろいろな心配とか、焦りとかそんなこともあって、どうも困ったという話も伺うわけです。今、目の前の大変ということはありませんし、たまたま今学校が夏休み

ということですので、子どもたちはどういう状況なのか我々把握できない状態です。子どもたちにも、一般の市民の方々にもコロナに罹って困るというようなことがないようにしていただければと思っていますところす。

本日の、私からの報告は以上とさせていただきます。

#### ◎教育長

それでは、3. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

#### ◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

#### ●教育部長

先月の定例教育委員会から今日まで、教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。

まず、6月29日の土曜日、中央図書館で専修大学野口武悟教授による「読みたいに応える図書館・学校図書館」をテーマに、読書バリアフリーについての図書館特別講座を開催し、42名の参加がありました。

次に、7月4日の木曜日、パリ2024オリンピックの女子ホッケー日本代表入りが決まった稲沢市の「ソニーホッケークラブ ブラビアレディース」の選手5人が、オリンピックに向けての抱負を報告するため、市長表敬訪問がありました。

次に7月6日の土曜日、「笑顔であいさつ 家族と地域の絆」を大会スローガンとして、青少年健全育成市民大会を名古屋文理大学文化フォーラムで開催し、251人の参加がありました。

次に、7月16日の火曜日、稲沢市出身で、現在、アメリカカンザス大学1年生の樋口諒選手が、6月27日・28日に新潟県で開催された「第40回U20日本陸上競技選手権大会男子1,500mに出場して優勝したことを報告するため、市長表敬訪問がありました。

次に、7月18日の木曜日、昨年度から検討している中学校の休日の部活動の地域移行について、今年度初めての検討委員会を開催しました。組織の役員の改選のため、5人の委員の交代があり、会議では、昨年度の報告と稲沢市が目指す部活動の地域移行の姿について協議しました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

#### ◎教育長

教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○吉川委員

1点お願いします。いつもでしたら6月の日程で、議会の一般質問でどんな質問があったのかということと、それに対してどんな答弁をされたのか、資料が配られていたような気がします。今日はそれはないのですか。

●教育部長

報告は後ほどさせていただきますが、資料は用意するのを忘れていましたので、また後程お渡ししますのでよろしくお願いします。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、5. 6月定例会の一般質問の内容についての報告を教育部長からお願いします。

●教育部長

去る6月7日から6月28日まで22日間の会期で6月定例市議会が開催されました。その中で教育委員会に関わる内容で主なものについて報告させていただきます。

議案等に関するものについては、まず、法定議決議案として「明治中学校長寿命化工事の請負契約の締結について」、「大里西小学校長寿命化工事の請負契約の締結について」、「給食用食器・食缶の物品供給契約の締結について」、「調理用備品・台類の物品供給契約の締結について」、「普通貨物自動車の物品供給契約の締結について」、「調理用消耗品の物品供給契約の締結について」の6件がありました。また、予算関係議案として、「令和6年度稲沢市一般会計補正予算（第2号）」がありました。いずれも、原案どおり議決をいただきました。さらに、報告案件として「令和5年度一般財団法人稲沢市文化振興財団事業報告及び収支決算の報告」、「令和6年度一般財団法人稲沢市文化振興財団事業計画及び収支予算の報告」の2件がありました。

次に、一般質問者は15人で、その内教育委員会に関わる内容について質問をされたのは10人でした。質問・答弁の主なものを報告させていただきます。

最初に、6月17日の2番目の質問者、服部俊夫議員からは、中学生による「広島平和体験活動」についての質問がありました。教育部長から、稲沢市の「広島平和体験活動中学生派遣事業」は、当初は5年に一度の実施でしたが、その後、平成30年度から3年に一度の実施となり、今日に至っている。コロナ禍の影響による延期を経て、昨年度は5年ぶりに各中学校の代表生徒を広島へ派遣することができた。本事業では、中学生が被爆体験に関する講話を聴いたり、

8月6日の広島市平和記念式典へ参加したりしている。派遣事業後には、各中学校で全校生徒へ体験報告会を行うとともに、参加者による体験感想集を作成し、市内の小中学校へ配付している。この取組みを3年に一度実施することにより、参加した生徒はもちろんのこと、それ以外の生徒も同じ学校の仲間から貴重な体験を聞くことができ、平和への思いを深めていると考えている旨を答弁しました。

次に、6月17日の3番目の質問者、山田嵩夫議員からは、PTAへの加入は任意加入だが、保護者に対して、どのような説明と意思確認を行っているかについての質問がありました。教育部長から、PTAへの加入については、入学説明会、小学校では就学時検診や入学式の際に、PTA会長から保護者に対し説明をしている。具体的には、PTA活動の目的、活動内容についての説明を行い、その後、加入に支障がある場合は、申し出ていただくようお願いしていると聞いている。この説明を通して、保護者の方の理解を得ているものと考えている旨を答弁しました。

次に、6月17日の4番目の質問者、小柳彩子議員からは、稲沢市の小中学校に通っている外国人児童生徒、日本語を母国語としない児童生徒の人数についての質問がありました。教育部長から、稲沢市の小中学校に通っている外国人児童生徒や、日本語を母国語としない児童生徒の人数は教育委員会では把握していないが、日本語教育が必要な児童生徒は、令和6年5月1日現在で小学校に114人、中学校に33人で、合計147人と答弁しました。

次に、6月18日の2番目の質問者、黒田哲生議員からは、学校再編については教育委員会だけでなく、市長部局も含め市全体で横断的な対応が必要になると思われるが、市長の見解についての質問がありました。市長から、学校は教育施設であるので、現在は教育委員会が主体となって学校再編も含めた施設整備計画を検討していると理解している。少子化が予測を超えるスピードで進んでいる中で、学校再編は避けては通れない課題だと考えている。しかし、学校が地域において果たしている役割は大きく、防災やまちづくりなど多岐にわたるので、学校再編は保護者や児童・生徒だけでなく、地域住民にとっても非常に大きな問題だと認識している。また、市の財政面から見ても施設整備には多額の予算が必要となるので、教育委員会だけでなく、市全体で取り組んでいかなければならないと考えている。今後、教育委員会で検討している計画案が承認され、計画に対する地域の理解がある程度進み、学校再編に向けた取組みが次の段階に移った際には、市長部局も含めて市全体で横断的に取組みを進めていくことはもちろん、保護者や地域の声にも丁寧に耳を傾けながら、学校再編

という大きな事業が円滑に進むよう、尽力していきたいと考えている旨を答弁しました。

次に、6月18日の3番目の質問者、平床健一議員からは、災害時における避難所での食事の提供について、学校給食を作る共同調理場を活用することはできないかについての質問がありました。教育部長から、避難所において家庭的な食事を提供することは重要なことであり、共同調理場で多くの食事を作ることは可能であると考えます。しかしながら、大規模災害が発生した際には、ライフラインの寸断が危惧されることに加え、人や食材の確保、特に、一般家庭用のものとは規格が異なる器具を使用する共同調理場での調理に精通した調理員の配置が必要になるが、現状、大規模災害時には、市内32の小中学校を始め40の教育施設等が避難所となり、調理員も他の職員同様、避難所運営に従事することになる。したがって、大規模災害時に共同調理場を実際に活用できるようになるまでには、長い期間が必要になることが想定される旨を答弁しました。

次に、6月18日の5番目の質問者、朽本敏子議員からは、日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育機会の確保として、稲沢市での小中学校での支援についての質問がありました。教育部長から、日本語教育が必要な児童生徒に対して、日本語の指導を行うために、稲沢市では愛知県の設置基準に基づき、日本語教育適応学級を5つの小学校に設置し、児童生徒の日本語の習得状況に応じた指導を担当教員が行っている。また、愛知県から派遣される語学指導員や市独自配置の語学指導助手を活用し、児童生徒への学習指導の補助、保護者文書の翻訳や通訳などを実施している。その他にも、教員がAI翻訳機ポケトークを活用して、日本語指導を行うこともある。さらに本年度から、日本語初期指導教室を設置した。日本語が全く話せない児童生徒が市内の小中学校に入学した際、必要最低限のコミュニケーションの仕方を学ぶために、当該校や保護者からの要請に応じて職員を派遣している。また、施設面では、日本語教育が必要な児童生徒の在籍が多い学校で、例えば職員室や特別教室の案内板を外国語で表記するなどの工夫をしている学校もある。今後も、日本語教育の充実に向け、人的配置や環境整備を計画的に進めていきたい旨を答弁しました。

次に、6月19日の2番目の質問者、曾我部博隆議員からは、教員の多忙化解消のために、教育委員会はどうのようなことが必要と考えているかについての質問がありました。教育長から、教員の多忙化解消に向け、教職員定数の改善、支援スタッフの配置充実等、人的配置の充実が必要だと考えている。教職員の定数が増えることにより、一人当たりの持ち授業時数を減らし、教員の負担を減らすことができる。それにより、子どもたちと向き合う時間を確保すること

ができれば、心身ともにゆとりをもってきめ細やかな教育を進めていくことにもつながる。また、スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、稲沢市独自措置である特別支援教育支援員、心の教室相談員、I C T支援員等の支援スタッフの配置充実により、教師との連携・協働と役割分担を推進していくことが必要であると考えている旨を答弁しました。

次に、6月19日の3番目の質問者、北村太郎議員からは、各学校に配置される地域学校協働活動推進員の役割についての質問がありました。教育部長から、地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を進めるため、その学校に置き、地域や学校の実情に応じた活動の企画・立案や、学校、地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集・確保などを行っている。活動は校区ごとに特色のある活動が行われており、地域学校協働活動は均一、統一ではなく幾通りもあり、学校や地域の要望に合わせ、推進員が地域等の協力を得ながら活動を進めている旨を答弁しました。

次に、6月19日の4番目の質問者、岡野次男議員からは、共同調理場で作られた給食が、どのような手順で各学校に届けられるのか、また、配送・配膳における安全衛生についての質問がありました。教育部長から、学校給食では、学校給食衛生管理基準により、調理後2時間以内に給食が食べられるよう求められている。このため、(仮称)井之口調理場においては、予備の車を含む7台の配送車で効率よく配送するため、まず、午前9時30分から食器のみを届け、午前11時から出来上がった給食を届ける2段階配送とする計画であり、稲沢東部学校給食調理場などでも同様に配送している。配送・配膳における安全衛生管理については、食中毒予防のため、配送員に対して食器や食缶といったコンテナの中身に触れないこと、毎日の健康観察や月2回の検便実施、手洗いの徹底、清潔な白衣を着用するなどを義務付けている。(仮称)井之口調理場における配送・配膳についても同様に対応することで安全性を確保していく旨を答弁しました。

最後に、6月19日の5番目の質問者、近藤治夫議員からは、学校や地域教育プログラムでシビックプライドを醸成するための具体的な取組についての質問がありました。教育部長から、稲沢市教育委員会が作成した令和6年度の「指導の重点」には、「稲沢の魅力を学び、稲沢を愛する心を育む」ことを掲げている。子どもたちには自分たちの住んでいる稲沢のことをもっと知ってほしい、もっと好きになってほしいと願い、教育活動を行っている。地域への愛着を育む具体的な取組として、稲沢市では、中学校2年生全員が「ふるさと新発見学

習」に取り組み、稲沢の良さや課題に気付き、よりよいまちづくりに向けての提言をまとめていく活動を行っている。また、各学校では、子どもたちが地域の中に入り、地域の人たちと一緒にさまざまな活動に取り組んでいる。例えば、大里東中学校では、昨年度、まちづくり推進協議会と稲沢市社会福祉協議会の協力を得て、下校時の小学生に地域の方とともに挨拶運動を行っている。千代田中学校でも、「千代田夏祭り」のボランティアに参加し、会場の飾りつけやテントの設営などを行っている。また、牧川小学校では、地域の伝統行事「虫送り」に備えて5・6年生の児童が清掃活動を行い、当日は家族や地域の人たちと一緒に学校近くの田に沿った道を歩くなど、地域の伝統行事に参加している。このような地域と一体となった取組を通して、子どもたちは自分たちの住むまちに愛着と誇りをもって生活する姿が見られるようになってきている。今後も、子どもたちの郷土愛を育み、地域に貢献しようとする態度を育てていきたいと考えている旨を答弁しました。

以上で、令和6年6月定例市議会で審議された教育委員会に関わる主な内容の報告とさせていただきます。

#### ◎教育長

ただいまの説明について、何かご質問などはございますか。

#### ○吉川委員

2点お願いします。平和体験活動が3年に1度行われるということで、その報告書・体験談集がそれぞれの中学校に置かれているわけですが、公共図書館には置かれているのかどうかということ。もう1点、外国人児童生徒数を教育委員会が把握していないということはどういうことか教えてください。

#### ●学校教育課主幹

平和体験活動をまとめた冊子につきましては、市の図書館にも置いていただいています。また、電子図書館といって、PDF形式ですが、インターネット上からもご覧いただけます。

#### ●学校教育課長

教育委員会として、それぞれの学校の児童生徒の国籍までは把握していませんが、日本語教育が必要な児童が何人いるかということは、きちんと把握しています。

#### ○吉川委員

やはり、外国人児童生徒数というのもどんどん変容してきていると思いますので、きちんと把握することが大切ではないかと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。



●図書館長

1点、訂正させていただきます。平和体験集については、紙資料で収蔵していますが、電子書籍では収蔵していません。電子書籍は、ふるさと体験学習の報告書になりますので、よろしくお願いします。

○吉川委員

冊子も置かれているということですので、中学生が平和体験活動を体験してきているということを一般市民が知ることはとても大切なことだと思いますので、これからもよろしくお願いします。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、6. 議事（1）付議事項に進みます。別添の議案書1ページをお願いします。

議案第12号「令和7年度使用中学校用教科用図書の採択について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。議案第12号については、採択の公正・適正を確保するため、審議を非公開としたいと思います。

賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

（委員挙手）

◎教育長

全員賛成ですので、議案第12号については非公開で審議します。

次に移ります。議案第13号「令和7年度使用小学校用教科用図書の採択について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書23ページをお願いいたします。（議案第13号 朗読）

24ページに令和7年度使用小学校用教科用図書が載せてあります。令和7年度につきましては、小学校は改訂の年ではございませんので、令和6年度使用教科用図書と同じ教科書を使用するものでございます。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第 13 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第 13 号は承認されました。

◎教育長

続きまして、6. 議事(2) 稲沢市学校施設整備基本計画(案)に移ります。

令和 6 年 3 月定例会提出の議案第 8 号「稲沢市学校施設整備基本計画」については、現在継続審議となっております。この件について、教育委員の皆様からいただいたご意見について事務局で修正案をまとめさせていただきましたので、報告させていただきます。

●庶務課長

「教育委員協議での修正意見に対する修正の考え方(案)」と書かれた A4 横長の資料をご覧ください。

令和 6 年 3 月の定例教育委員会に提案し、継続審議となっております「学校施設整備基本計画案」について、教育委員協議で概ね合意が得られた 7 項目の修正要望事項と先回 6 月定例会でご質問をいただきました 2 項目に対する修正の考え方をまとめています。

資料右肩に No. 1 と記載してあります 1 項目目、「計画案の 7 ページ、8 ページ「第 2 章 稲沢市の現状と課題」の「1 児童生徒数の推移と小規模化の進行」の「(4) 学校が小規模化することの影響」について、メリットの数とデメリットの数を同じにする。」ことにつきましては、ご意見を踏まえ、同数になるよう修正します。

2 項目目、計画案 12 ページです。「第 2 章 稲沢市の現状と課題」の「3 学校敷地の借地状況」について、現在ある借地を買い上げたり、新設の際には建設予定地を市有地とすることにより、借地ゼロを目指す旨を追記する。」ことにつきましては、12 ページの「3 学校敷地の借地状況」は、学校借地に係る本市の現状と課題を記載しているものであり、ここに今後の方針を記載することは考えておりません。今後の方針については、40 ページの「第 5 章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」、「(2) 学校の設置場所」の説明文末尾「新たな用地を検討します」を「新たな用地の取得を原則とし、借地解消に努めます。」とし、借地解消に向けた前向きな表記に修正します。

3 項目目です。計画案 13 ページ「借地解消基本方針」(1)新規建設の公共施設用地については、原則、借地を行わない。」中「原則」を削除するとともに、「借地料ゼロを目指します」にする。」ことにつきましては、借地解消基本方針は、既に定められている市全体の方針であり、教育委員会で修正することはできません。

4 項目目です。計画案 40 ページ「第 5 章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(1)学校再編・統合の考え方」の説明文「～学校施設整備について丁寧に説明し、理解を得るよう」を「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」に合わせて、「理解と納得を得るよう」とする。」ことにつきましては、ご意見のとおり修正します。

5 項目目です。同じく計画案 40 ページ(3)「通学距離」は半径 1.5 k m 以内(概ね 2.5 k m を上限)とし、これを超える場合はスクールバス等の通学支援を必ず実施し、保護者等の送迎の負担をなくします」にする。」ことにつきましては、通学支援は、現在徒歩通学している児童で最も通学距離が長い児童が 2.5 k m となっていることを基本に考えています。このため、1.5 k m への修正は行いませんが、表記を「概ね 2.5 k m の範囲内」から「実距離で 2.5 k m の範囲内」に修正したいと考えています。スクールバス等の通学支援については事務局も必要と考えていますが、市議会による予算案の審議、議決を得て初めて事業の実施が可能になるという行政の仕組み上、計画の段階で「必ず」という文言を付すことは教育委員会の越権行為となりますので、修正は行いません。

裏面をご覧ください。6 項目目です。同じく計画案 40 ページの(4)「対象地域との合意形成」の説明文について、「再編・統合にあたっては、対象地域の小学校区ごとに土日の休業日や平日の夕方などを活用して、丁寧に説明してまいります。また、対象地区のまちづくり推進協議会や学校運営協議会、民生委員協議会など各種団体の求めに応じて説明のうえ、合意形成を図ります。その後、合意形成のできた対象地区には、地域協議会や学校開校準備委員会を立ち上げ、再編・統合のスケジュールやスクールバス導入も含めた通学の安全確保、跡地利用等を協議し、具体的な計画を進めてまいります。」にする。」ことにつきましては、説明会は土日を中心に開催したいと考えていますが、方針として具体的に記述することは考えていません。また、地域との合意形成については、次のとおり進めることとして、修正は行わないことを考えています。

- ① 再編統合に対する保護者、地域の理解は教育委員会主体で行う。
- ② 再編・統合の方向性やスケジュール、設置場所、通学支援のほか跡地利用等について(仮称)地域協議会で協議、合意形成を図ることは、保護者、地域、

市、教育委員会主体で行います。

- ③ 教育課程や教育目標、校名、校歌等について（仮称）学校開校準備委員会で協議することは、保護者、地域、教育委員会、学校主体で行うことを考えています。

7 項目目です。別表 2「標準規模に向けた対応策」は、祖父江中学校区の 6 小学校は、標準規模に満たないため、6 校を 2 校、もしくは、今後の児童数の推移を見ながら、6 校を 1 校に再編・統合」中「今後の児童数の推移を見ながら」を削る。」ことにつきましては、ご意見のとおり修正します。

以上が、教育委員協議で概ね合意が得られた 7 項目についての、修正の考え方になります。

続きまして、6 月定例会でのご質問に対する修正の考え方といたしまして、8 項目目です。計画案 39 ページ「第 5 章 学校施設整備基本方針」の「1 学校施設整備」(3)「標準規模」について、小学校が 12 学級以上なのに中学校が 6 学級以上なのは整合性がない。小学校も中学校も 9 学級以上とすべきではないか。」につきましては、小学校と中学校では学年数が違うため、小中学校ともクラス替えができるよう、少なくとも 1 学年あたり 2 学級以上とすることとしたものです。「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」の基本的な考え方に沿いませんので、修正は行いません。

9 項目目です。計画案 40 ページ「第 5 章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(1)「学校再編・統合の考え方」について、小学校だけが統廃合対象で、中学校は統廃合しないというのはおかしくないか。中学校も統廃合対象とすべきである。」につきましては、計画案の 40 ページでは、「なお、中学校では、現段階においては、標準規模に満たない学校は発生しない推計のため、今後の推移に基づいて検討することとします。」としており、中学校についても老朽化した校舎の建替えの時期に標準規模に満たないのであれば、学校再編・統合も含めて検討することになります。別表 2 中の表記も、そのことが分かるように修正しまいたいと考えています。

説明は以上です。

#### ◎教育長

それでは、今の説明についてお聞きになりたいことがありましたら、お願いいたします。

#### ○吉川委員

今の修正案に対する考え方の前に、先日の市長さんとの総合教育会議でも言いましたが、新聞で統廃合計画案が記事として出ました。その見出しが保護者、

再編すべき、仕方がない、こういう見出しを一般市民の方たちが見た時にどんな反応を示すかということを含めてですが、今教育委員会で継続審議しているのです。継続審議している時期に、市教委事務局の統廃合案が出たのは、なぜかということ。それと教育長はこの記事の内容について知っていて許可されたのかということ。2点目は市教委事務局への問い合わせや苦情は入っていないかということ。3点目は、見出しは保護者、再編すべき、仕方がない8割は購読者に大きなインパクトを与えるものである。実際は、この8割は一部の保護者の調査であって、住民全体や全体の保護者、子どもたちの意見は反映されていないのではないか。4点目は、市教委事務局にとって、記事の内容は計画案の都合の良いところだけを切り取って、記者に伝えたのではないか。私の所へ、私が新聞に目を通す前に、電話がかかってきました。お叱りの電話です。なんだこの記事はということでした。この4点についてお答えください。

#### ●庶務課主幹

お話にありました7月2日付けの中日新聞の記事ですが、内容につきましてはどうのような記事が掲載されるかということは、我々事務局として関知しているものではありませんので、そのことはお伝えしておきたいと思います。都合の良い所だけ切り取ったのではないかというご意見ですが、もちろんそういったことをお願いしたわけではございません。6月に中日新聞から2度取材があったのは事実で、その際の内容といたしましては、1回目の取材は計画案の概要について教えてほしいということで、計画策定の経緯や計画案の内容、それから今後のスケジュール等について説明をさせていただきました。その後、記者のほうで、計画案の内容をご自分で読み込まれたうえで、記者が疑問に感じた点をいくつか確認したいということで、2度目の取材にお見えになられて、その際に稲沢市の標準規模は国の基準に基づいたものなのか、また別表3の再編スケジュールの詳細を確認したいということ、再編の目的は財政が理由かなどお聞きになられたので、お答えさせていただきました。一つ目の質問のお答えになるのですが、現在継続審議中の計画案がこのような形で記事で外部に出るのはいかがなものかというお話がございましたが、計画案自体は3月定例会に正式に議案として提出させていただいたもので、現在市の公式ホームページからも閲覧できるものになっています。それについて、新聞社から取材依頼があれば、事務局として応じざるを得ないということですので、ご理解いただきたいと思います。

あと、住民の方から苦情等が入っていないかということですが、新聞記事掲載後にそのような問い合わせは入っていません。以上です。

## ◎教育長

質問の中に、教育長は知っていたかということがありましたが、先ほどの質問と重なるところもありますが、私が記事を事前に見て、それはいいとかいけないとかできる立場でもありませんし、そういうことは分からなかったということです。

ほかには、いかがでしょうか。

## ○吉川委員

継続審議中で、こういう新聞記事が出たとういうこと、前々から3月に議決を採るということがありましたね。こういうふうに案のまま出るのであれば、地域説明会も案のまま行っていただいて、いくらでも修正できますよと、住民の皆さん意見を下さいと、案のまま行けば、これだったら辻褄が合いますよ。我々に議決を求めておいて、案のまま出すとはどういうことか。すごく思いました。案のままこうやって出すのであれば、案のまま地域へ行って説明してくればいいじゃないですか。

## ●庶務課主幹

新聞記事はあくまで、現在、市の教育委員会において計画案が策定されている、その内容についてはこういう物ですと紹介しているものでして、案の段階でそれをもって地域に入ればいいのかということにはつながらないのではと思っています。

## ○吉川委員

それでは、修正案のほうに入ります。いただいた資料ですが、この資料の見出しが明らかにおかしいなというのが、まず1点。何がおかしいかということのを少し言いますが。我々5人が、何時間もかけて、6月に平和支所に集まって、協議してきたのです。私からは22項目の修正案を出させていただいて、その中で、いろいろ議論する中で、これはちょっと賛成しかねますというの、それ以外で5人が合意できた項目が7項目あったということです。我々が話し終わった後、職務代理者である伊藤委員のほうから市のほうへ持っていきますという話がありましたので、その辺伊藤委員さんから、どういうふうだったのか教えてください。

## ○伊藤委員

今おっしゃられたとおり、委員5人で膝を突き合わせて、しっかり話をしました。その中で、吉川委員が出してみえた中で、これはなかなか合意できないですね、というのは5人の中でもいろいろな考え方がありますので、これに関しては却下しましょうというのもありました。その中で、合意したものを持

ってきましたけれど、ただこれは私の考えとしては委員5人が合意したからこういうふうにして下さいという意味合いでは持ってきていません。5人の考えとして、こういう考えです。ただ、市として教育委員会として、事務方として考えてくださいと。直せるものは直せませんか。直らないものに関しては、僕らは合意しているのですが、どうして通していただけないのか、丁寧な説明をいただければ、その段階でここで5人が一旦は合意しても、例えば借地の関係ですが、市の借地解消基本方針は既に定められている市全体の方針であり、こういうことは僕ら委員としては分かりませんので、こういうことはこういうふうに決まっているんだ、では僕らお願いはしたけれど、こう決まっていることに関しては、私たち意見は言えないことだなという理解が今回できたと思います。スクールバスに関しても、やはり私たちがこういうことはお願いしたいと言っても、そのために市会議員がみえて、議会があつてそちらを通していただかないと、予算的に絡んでくることなので、今は載せることはできませんということを教えていただければ、私たちは理解できる。だから5人で、あの時点でこういうところをなんとか直していただけませんかということは言いましたが、こういうふうに戻ってくれば修正はできませんというのは、5人の中で私だけが納得しているかもしれません。ほかの4人の方は納得していないかもしれませんが、私はこれで納得しました、ということなんですよ。だから今回、平和支所でやったことも私が書いた紙を持ちながら、ちゃんと2時間会議をしましたので、それも録音した状態を1から10まで、きちんとした状態でお渡しして、皆様のご意見を僕の伝え方が間違っていないように聞いていただいた、というのが現状です。

#### ○吉川委員

今、伊藤委員から説明していただきましたが、私と若干、若干ではなく大分ニュアンスが違っています。何かと言うと、なぜ5人で話し合ったのかということ。5人で話し合つて、私の22項目から15項目はこれは私だけの意見として受け止めます。あとの7項目は皆さんの意見として合意しましたよねというニュアンスなんです。ここは、はき違えると大変なことになってきますというのが1点。ですから、合意したことに対して何がおかしいかと言うと、この用紙も一緒に出していただきましたよね。修正案の用紙も多分市教委事務局は受け取っていますよね。一番上にどう書いてあるか。稲沢市学校施設整備基本計画案に対する修正案と書いてあるんです。7項目について合意したと。だからこの見出しはおかしいでしょ。見出しを見ると、教育委員協議での修正意見に対する修正の考え方、何のことか分かりません。何が言いたいかと言うと、教

育委員協議での修正案としていただきましたかったということです。最後の８番、９番、は私の意見ですからこれでいいんですが、７番までは修正案なんです。それから右側の修正の考え方とありますが、意味が分かりません。これは事務局の考え方でしょ。事務局はこう考えていますと、そうじゃないですか。そのことについて、教えてください。

●庶務課主幹

今委員から教育委員協議での修正案とすべきではないか、また右側の修正の考え方が言葉として分かりづらいので、事務局の考え方とすべきではないかということで、ご意見をいただきました。事務局の考えとしましては、裏面になりますが、項番１から７は教育委員で概ね合意がされた修正事項で、項番８と９は少し違って、６月定例会でご質問いただいた事項ということで、２つを混ぜてありますので、修正案という書き方を見出しには入れなかったのですが、そういうご意見をいただきましたので、修正したほうがいいということであれば、この場でそのように修正させていただきたいと思います。

○吉川委員

ぜひ修正をお願いします。それからもう１点、我々３月から継続審議に入っているのですが、継続審議の基本計画案は前にいただいたこれなんですよ。新しい案をつくって、ページ数まで変えて、全く見にくいじゃないですか。ここには、最初ページ数が３ページか４ページ変わってくるんですよ。どうしてこれ新しく、また元に戻して、余分な紙を刷って、また１から戻して、どういふことですかこれは。無駄でしょうこれ、これについてお答えください。

●庶務課主幹

委員のおっしゃるとおり、ページ数が数ページ変わります。というのは、３月定例会の議案は目次やいろいろこの計画案以外のものが含まれています。また、後段にはＩＣＴの計画も含まれていたと思いますが、そういったものを定例会の度に全て同じものを刷るということが却って負担ということもございすし、ページ数もその時々で変わると分かりづらい所がありますので、計画案だけを抜き出して本来の計画案であれば何ページという説明させていただいた方が分かりやすいのかなという事務局側の思いでそうさせていただきました。吉川委員にとって分かりづらいということでしたら、大変申し訳ありませんでしたが、そういうことです。

○吉川委員

これ、私だけが分かりにくかったのでしょうか。皆さん、どうですか。これは以前にいただいているのですよね。じゃあ、これに戻しますという事前の相



談があれば、これを元に協議しましたよ。いきなり、我々は、これを見てやっているのですよ。そういういい加減なことは止めていただきたいということです。それから、今から言うことはとても大事です。我々教育委員は修正案を7項目出しました。5人の合意が出来ました。我々教育委員の権限というのは非常に重いんですよ。ここで、もう一遍、以前何回も言いましたが、法律に戻ります。この基本計画案には多くの学校統廃合、つまり学校の廃止、設置が含まれている問題ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条、教育委員会は教育委員会規則に定めるところにより、その権限による事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。ただし、2項で、前項の規定に拘わらず、次に掲げる事務は教育長に委任することができない。その3、10項目以上ありますが、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することは、教育長に委任できないから我々は話し合っているのです。教育委員5人で、何時間も話し合っ、協議して、7項目については合意したんです。それを事務局が、それは出来ませんというのはどういうことですか。事務局のほうは、我々教育委員の考え方を受けて、粛々と事務を司るのが事務局の仕事ではないですか。その点どうですか。

#### ●庶務課主幹

先ほど、伊藤職務代理がおっしゃられた部分だと思いますが、例えば借地解消基本方針ですが、こちらは教育委員会が独自で定めているものではなく、市が全体の計画、公共施設全般、文化施設や高齢者施設など様々な施設全てを包含した市全体の方針として定められています。ですので、教育委員会で変えることが出来ないものだということを御承知の上で合意されたということであれば、委員のおっしゃることも一理ありますが、伊藤職務代理がおっしゃられたとおり、教育委員会では変えられないものという前提がない中で協議がなされ、ここに「原則」という言葉が入っているのは表現としてやや弱腰ではないかということで、「原則」を抜いたらどうかというご意見で合意されたものと認識をしています。これは市全体の計画ですので、教育委員会単独では修正が難しいものです。もし、これを変えようとするのであれば、市全体で改めて検討し直していただく必要がある内容です。決して教育委員さんの検討結果を軽く見ているということではありません。事務局としましては、なるべく教育委員さんがせっかく時間を取っていただいて、話し合っていた結果ですので、我々は我々で思いはありますが、直せるところは直させていただきたい。本当にフラットな気持ちで見直しをさせていただきました。その結果、直せるところは直した内容がこの案ですので、その点をご理解いただければと思っています。

#### ○伊藤委員

私は、どちらかと言えば、教育委員だからという考え方があまり好きではないです。教育委員の足りないところを事務方が頑張ってくれる、事務方が気付かないところを教育委員が感じて発言していく。お互い、チームでやっていると、こんな小さな市でも事務は粛々とやりなさいと言っても、粛々ではないと思います。子どもたちがしっかりと育つ環境をつくるのに、これだけ時間を費やしてみんなで頭を捻って頑張っているのだから、上も下も私はないと思います。教育委員だから、偉いだろう、そんなことはない。教育委員だって、足りないところはたくさんあります。だから、それを助けてくださるのが、委員会皆さんの力だと思っているので、私はやはりお互い様の気持ちを持ちながらやるべきだと思うという考えを貫きます。

#### ○吉川委員

私は、事務局に対しては粛々と異議なしということでやってきました。重要な問題だから、異議を唱えているのです。統廃合は1度やってしまえば、元には戻らないんですよ。そういう先輩たちの意見が、どんどん聞こえてくるんです。学校をつくってしまってからスクールバスは出せませんでしたと言ったら、保護者や子どもが犠牲になるということも含めて、我々一度合意したのですから、ここはどういう意味ですかとほかの委員さんからも質問していただけたらありがたいと思います。私も、特に5番と6番については大いに異議がありますので、この後どんどん質問させていただくつもりですが。ほかの教育委員さんもお意見等があればどんどん出してください。

#### ◎教育長

ほかの委員さんからのご意見はどうか、という吉川委員からの話ですが、いかがですか。

#### ○澤田委員

修正意見に対しての意見なのですが、私も若干引っかかるという部分で言いますと、6番目、現在書かれている内容だと少し説明が足りないのではないかとということで、こういうふうに説明をしていただいたら地域の人も分かりやすいのではないかとということで、意見が出ていると認識しています。なので、全く変えないというのではなくて、修正の考え方のところに1番、2番、3番とありますが、このように進めて行くことが決まっていらっしゃるのであれば、こういったことを分かりやすいように明記していったらいいのではないかとという意見です。

あと、8番、9番は違うということですが、私もここの意見に賛成しており

まして、現状標準規模を稲沢市として決めています。現状を見ると私もこの標準規模がおかしいのではないかと感じるころがあります。これは今じゃなくてもいいのですが、今後中学校のほうも考える時期になった時に、この標準規模から見直していただきたいと思います。

○森委員

私は、全体を通してですが、伊藤委員と同じような考えを持っています。私たち5人で話し合いをして、合意した意見を提出させていただいたのですが、それに対しての事務局での審議、検討も、きっと私たちと同じように話し合いをされた結果のこの修正の意見であろうと思っています。この先、今を考えてのことなのですが、どのようなことが起こり得るか分かりません。その時には、その都度の変更なり、また会議が話し合いが開かれると思います。なので、私の意見としては、必要なことを一生懸命考えていただいた結果なのかなと受け止めています。

○澤田委員

付け足しになりますが、私も伊藤委員と同じで、一緒に補いながら作り上げていくのが一番だなと思って、私も望んでいます。

○大島委員

私も基本的には、伊藤委員と同じような考え方ですが、元々教育委員がどのくらいの権限を持っているとか、事務局と教育委員の立ち位置の違いとか、関係性がまだ十分理解できていまして、吉川委員の言われるように事務局が粛々とやればいいのかというの模うかなと思っています。一つ一つの修正のほうは、教育委員で話し合った内容で、いいと思っていますが、最終的には事務局との合意で決めていかなければ、回っていかないのではと思っています。

○吉川委員

私は、4人の教育委員さんに少し失望しています。どこかで話し合いをされたのですか4人で。

○大島委員

そういうことはしていません。

○吉川委員

何が言いたいかというと、教育委員の権限というのは非常に重いんです。統廃合に絡んでいる問題ですから、5人で合意したから修正案として挙げたのではないかなと思っています。それが、これ挙げただけれど、事務局の言うとおりでいいですよという論調でしょ。じゃあ、私のほうから一つ一つ質問していきますので、教えてください。5番の通学距離の問題。我々5人の協議では、

半径 1.5 キロ以内。半径ですから、直線の道はありませんからいろいろな道、または迂回していかなければいけない。交通の激しい所は避けたいとかいろいろある。なかで、カッコして概ね 2.5 キロと書いてあるんですよ。これを、なぜ事務局は否決されたのか、なぜ事務局はこれではいけないと考えられたのですか。

●庶務課主幹

修正の事務局の考え方に記載のとおり、現在徒歩通学している中で最も距離が長い児童が 2.5 キロとなっていますので、そこを基準に考えているということです。概ね半径 1.5 キロ、これが実距離になったら概ね 2.5 キロになるのではないかと話、基本的に事務局が想定している実距離で 2.5 キロという範囲と大きく変わるものではないと思いますが、実距離で 2.5 キロ、もしくは原案の概ね 2.5 キロが現在徒歩通学していただいている児童の距離と整合性が取れると考えていますので、修正しないこととしたものです。

○吉川委員

今の問題について、ほかの教育委員さんからご意見があれば出してください。一応 5 人で協議して、これで行きましょうとなったわけですから。ほとんど、事務局は実距離 2.5 キロということですよね。現在徒歩で通学している中で、一番多い距離に合わせると、その必要があるのかどうか。

●庶務課主幹

現在徒歩通学していただいている児童の最長距離に合わせるという考えというのは、一番長いのが稲沢東小学校で 2.5 キロというのがありますが、それ以外にも 2 キロを超える小学校が 7 校あります。今回、この計画案で定めさせていただいているのは、あくまでも学校統廃合、学校再編によって通学距離が今までよりも長くなってしまいう児童に対して、少なくとも通学距離はここまでにしますよ、これ以上長くなったら通学支援を入れさせていただきますよという距離でして、これを例えば半径 1.5 キロということにしていまいますと、統廃合がない学校の児童生徒が 2.5 キロ歩いているのに、学校再編、統廃合した学校については半径 1.5 キロから通学支援が入るということで、不公平感が出てしまうと考えています。ですので、今徒歩通学をお願いしている距離までは、学校再編によって通学距離が長くなったとしても、徒歩通学をお願いしたいということが根底の考え方です。今、猛暑等で通学が我々の小学生の頃に比べると本当に大変になってきているのは確かだと思います。荷物も重くなったり、ランドセルを背負っていることによって、熱中症になってしまうという話を聞いたりもします。2.5 キロという距離が、なかなか低学年が歩くのは大変ではな

いかというご意見を伺ったりもしますが、それは学校統廃合の対象になる学校の子どもさんだけの話ではなく、学校再編とは別で考えていくべきことだと思います。先ほど申し上げたように、稲沢東小学校を始め7校の小学生が遠距離を歩いているという中で、別の機会に考えていくべきことであって、今回はあくまで学校再編によって通学距離が長くなる、それについては今徒歩通学していただいている最長距離を目安に、通学支援をさせていただきたい、そういうことで整理をさせていただいているものです。

#### ○吉川委員

今言われたことは、我々の修正案半径1.5キロ以内（概ね2.5キロを上限）、2.5キロを上限だから今一番長く歩いている実情と矛盾はないですよ。2.5キロ歩くことになるかも知れませんが、再編したら。だから、このまま活かしても何も問題はないのではないかとということ。それから、我々が合意した、必ずという言葉を外しても、これは問題はないと思います。通学支援を実施でいいと思います。その後を必ず残してほしいんです。保護者等の送迎の負担をなくします。保護者が送迎することになったら大変ですよ。朝早く家を出て働きに行かれる方もいますから。保護者の送迎の負担をなくしますということは、入れていただけますか。

#### ●庶務課主幹

まず一つ目の半径であれば1.5キロ、実距離であれば2.5キロ、それは事務局の考え方である実距離2.5キロと同じではないかということは概ねおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々は今吉川委員からご説明を受けたので、同じような内容だということは理解できますが、同じ文章の中に2つ距離の目安が示されると、読み手によっては半径1.5キロから原則通学支援を入れてもらえる、何か事情がなければ2.5キロまでは通学支援は入れてもらえないなど、異なった形で取られる方もおみえになるのではないかと思います。表現はなるべく分かりやすくすべきだと考えます。事務局の修正案で実距離2.5キロを入れさせていただいたのは、元々の計画案の原案の「概ね2.5キロ」の記載も、これは実距離なのか半径なのかそういう疑問を持たれる方もあるかもしれません。そこで、一番分かりやすい表現が「実距離で2.5キロ」ではないかということで、このような提案をさせていただいているものです。もう1点、「保護者の負担をなくします」というところにつきましては、記載していないからといって、保護者に送迎をお願いすることを考えているものではありません。現状行われているような塾の送迎等で自主的に送迎されている事例や、災害時の引き取り送迎は別として、通常の通学を保護者による送迎とすることは全く考え

ていません。「必ず保護者の送迎の負担をなくします」ということをあえて入れる必要はないと思います。

○吉川委員

要は、保護者が今日は病院に行かなければいけないから、車で行きます、そんなことは当たり前のことじゃないですか。一般的には保護者等の送迎の負担をなくします、瀬戸市では保護者の送迎と言うか、保護者が負担しているんですよ。路線バスで、年間6千円は保護者負担なんです。義務教育として明らかにおかしい、片方は通学していて、片方は保護者負担なんて。だから、一律に保護者等の送迎の負担をなくしますと、これを入れてくださいということを言っているんです。それからもう一つ、弥富市では統廃合がされました。半径1.5キロと言っています。もう一つ、この間の保護者アンケートでは、通学時間は30分までとするというのが90パーセントを超えているんですよ。我々が考える半径1.5キロは、30分が限界かなと思って言っているんです。その点について、どうですか。

●庶務課主幹

アンケートで30分以内というご意見が多いというのは承知しています。元々義務教育と学校のあるべき姿では4キロとされていたのをなるべく保護者の意見に沿うようにということで、実距離で2.5キロ、この2.5キロとさせていただいたのは先ほどの説明のとおりですが、そのように最大限出来得る範囲で短くさせていただいたものですので、ご理解をいただければと思います。

○吉川委員

弥富市は半径1.5キロにしています。ほかの委員さんも聞いてください。私はこれは譲ることが出来ないから言っているのです。これは合意されたものだと私は思っているのですが。

●庶務課長

先ほど、弥富市で半径1.5キロ以内というのは、稲沢市の実距離2.5キロと少しずれてきているのかなと思います。先ほど、説明させていただきましたように、まず4キロを実距離2.5キロに変えさせていただいて、そこから通学距離については、市全体で再編・統合とは別に市全体で検討していくことと考えていますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員

私は、このスクールバス等の通学支援を必ず実施します、これに対しての答えが市議会による予算案の審議、採決を経て初めて事業としてと、これが答えだと私は思っています。だから、教育委員5人の合意事項としては確かに半径

1.5キロ以内、概ね2.5キロ、これを僕らの決定事項としましょうということ。ただ、これに対して、スクールバス等の通学支援を必ず実施とか、保護者の送迎の負担をなくしますと謳えないというのは、結局は市議会によるというのが答えだと、私はそう理解しているので、この後いろいろ地域に入って話も進んで行くでしょうし、市議会議員さんたちの会議の中で焦点になっていくと思いますので、その答えを待ってで私はいいかなと思います。だから、これに対する答えがこれであれば、私はいいかなと感じています。

○吉川委員

ここからは、委員同士のやり取りになるかも知れませんが。保護者送迎負担もあり得るという考え方で行くのですか。

○伊藤委員

極端に漢字1文字、1文字を追いかけだすと、話が出来なくなると思います。ですから後日にしましょう。ただ、私の考えとしては、保護者の負担はなるべくなしにしてほしい。それは当たり前です。保護者の勝手は別です。だけど、子どもはとにかく安全、安心な気持ちで学校へ行って、学校から帰って来るのをつくっていく。これだけです。まだ、正直4キロを歩くというのを、よくここまで減らしていただいたなど、私はこれに関しては感謝しているぐらいの気持ちです。

◎教育長

今、委員は後日と言われましたが、それは次の教育委員会ということですか。

○伊藤委員

もし、ここで平行線であれば、教育委員5人のお話を過去2回やっていますが、もう一度やるべき必要があればやってもいいかなということです。

○吉川委員

ほかの委員さんにもお聞きします。我々は5人で協議して、保護者の負担をなくしたほうがいいということで合意できたと思っているのですが、皆さんはどう思われますか。

○森委員

私も、この文言を取り上げると保護者の送迎の負担をなくしますという決定的な言葉になると思いますが、気持ちはもちろんそうです。親御さんの負担はなるべくというよりもなくしてほしいというのは、私たち5人が思ったことで、この意見を出させていただいたと思っています。ただ、それに対して決めるのは、私たちで決定できるものではなく、この文言を絶対入れてもらえるもので

はないというのは、越権行為だと。やはり私たちが立ち入るところではないのかな、立ち入れる場所ではない言葉でもないということを感じたところです。やはり、これを越権行為とおっしゃられるのであれば、こういう私たちの思いを市議会に挙げていただくことを希望します。そこで考えていただいて、この気持ちは伝えていただきたい。

#### ●庶務課主幹

この越権行為という言葉が指しているのは、「必ず」という文言に対してであり、「必ず」と言ってしまうと予算上の裏付けもないのに、誰の権限でという話になってしまいますので、このように記載させていただきました。そもそも事務局として保護者の送迎は全く考えておりません。計画に記載がないからこういうことを書いてほしいというお考えなのかも知れませんが、通学支援について2.5キロを超えたら保護者送迎だということは全く考えておりませんので、記載していないということでご理解いただければと思っています。

#### ○吉川委員

今、必ずと言うのは取ってもいいというのは、私の意見でもあり、皆さんも同じだと思います。こういうのが歩み寄りではないですか。事務局よりも我々に対する権限というのはあるのですよ、教育委員だから。だったら、この保護者等の送迎の負担をなくしますということを入れても何ら問題はないのではないかと強く、このまま入れてほしいなということを思います。これは要望としてまた修正案が出てくるか分かりませんが、あまりここばかりやっていると時間が無くなってしまいますので。もう一つ、もっと大事なところに行きます。6番です。6番は丁寧な説明だけではいけないと議員さんの話にもありましたが、丁寧な説明と丁寧な対応をして下さいと。この間、平日の昼間に説明会をしました。これが丁寧な対応ですかというご意見がありましたね。だから、丁寧な対応とはどういうことかということを左の文章で書いたんですよ。もう一度読んでいきますよ。対象地域との合意形成に当たっては、土日の休業日や平日の夕方などを活用して丁寧に説明してまいります。また、対象地区のまちづくり推進協議会や学校運営協議会、民生委員協議会などの各種団体の求めに応じて、説明の上、合意形成を図ります。我々が考える合意形成と事務局が考える合意形成が全く違うんです。住民のほとんどが納得したら、これが合意形成だと私は思っています。ところが、事務局の考え方は、地域協議会で協議し、合意形成を図るとあります。これはどういうことか教えてください。

#### ●庶務課主幹

まず、地区への説明につきましては、地域、例えば、小学校の体育館などに



住民の方に広く声を掛け、お集まりいただいて計画の説明をさせていただく考えです。毎回の協議を、たくさんおみえになる中でやっていくというのはなかなか難しいところがございますので、地区の方とご相談しながら地区から代表者を出していただいて、地域協議会というものを立ち上げまして、その中で細部を詰めていく。またそこで決められた内容については、地区の方に集まっていただいて、報告させていただきながら進めて行くということを考えています。そのための地域協議会ということです。

#### ○吉川委員

ここは、教育長にお聞きしたい。我々と言った方がいいね、教育委員の合議ですから。合意形成というのは対象地区に丁寧に説明して、住民の皆さんがそうだなと納得していただくことが合意形成だと思っています。市教委の事務局は地域協議会で皆さんが納得していただければ、これが合意形成という。この辺のお考えを、合意形成についてのお考えをお聞かせください。

#### ◎教育長

先ほど事務局からも説明がありましたように、地域全体に、広く集めていろいろな方に来ていただいてという機会を設けていくことにおそらくなるだろうと思います。今の時点で決定しているわけではありませんが、一つ一つの事柄について毎回多くの方に声を掛けて集まっていただいても、今回は来られたが次は都合が悪くて来られないという方も当然出てくると思いますので、なかなか本当の意味で全体の方に一から十まで説明するのは、大変難しいことになっていくのではないかと、そんなことも思います。そういう中で、それぞれいろいろな団体の中から代表の方にお集まりいただいて、その中で基本的なこと、こういう方向でどうだということを話し合ってください。そういうことで、合意を図っていく、こういうイメージで私は考えています。

#### ○吉川委員

私、未来開拓団の映画を見に行ってきました。こういう冊子、クラウドファンディングをやっていますから寄付して冊子もいただきましたが、大変いい映画でした。その後の協議も良かったと思います。その中で、一つとても大切なこと、弥富から来ていた人がいわゆる弥富の統廃合の対象地区の方だと思います。合意形成が一部の有識者、代表で話し合われてしまって、そこで合意形成がされてしまった。我々は蚊帳の外で憤慨している。そんなようなご意見でした。そんなことで本当に合意形成と言えるのかどうかということを思います。だから私は、丁寧に、丁寧に住民に説明して、祖父江地区であれば最後に全件調査をやってほしいと考えています。全件調査の用紙も自分で作ってきました、

仮にですよ。ちょっと紹介します。意見の中に、子どもたちの意見が全然出ていないじゃないか。子どもの意見を尊重してあげろと。丁度対象になるのが、今ゼロ歳児、1歳児、2歳児の子どもを持つ保護者が統廃合の対象になるのです。私がどういうのを作ったかと言うと、教育委員会が出すものとして読み上げます。稲沢市教育委員会では稲沢市の小学校再編計画を進めています。祖父江地区では現在6校ある小学校を1校または2校に統廃合する計画です。このことについて皆様のご意見をお聞かせください。これは丁寧に説明した後でいいです。あなたの小学校区はどこですか。同居してみえるご家族は何人ですか。その下に一つ聞くだけです。ご家族の皆さんの統廃合へのご意見をお聞かせください。10代までと20代から80代まで枠を作って、家族みんなの意見を聞く。そして、6校を1校に賛成の人はそこに丸を付けいただく。6校を2校に賛成の人、それではいけない6校を3校に賛成だ、現状の6校のままで良い、その他。この5項目の全件調査をやれば簡単に住民の意向が判るということ。これは地域協働課かどこが担当してみえるか分かりませんが、各区長さんを通して配布して、集めれば終わることなんですね。そんなようなことも、私は合意形成にはとても大事だと思っています。そういう点については、どうでしょう。

#### ●庶務課主幹

地域協議会で代表者だけの合意が地域の合意とみなされるのではないかという危惧を示されているわけですが、計画案の41ページの上段を見ていただきますと、まず計画について地域に繰り返し説明させていただいて、理解を得る、これは「理解と納得を得る」に修正しますが、地域の理解と納得を得るよう努める。その後、学校再編・統合の必要性をご理解いただけた地域に、各団体の代表者の方に入っていただく仮称地域協議会を立ち上げるという形になっておりますので、一度地域で説明会を開きました、それではあとは地域協議会に移行してやりますということではありません。まず地域で我々の説明を聞いていただいて、確かに少子化も進んでいる、学校施設の老朽化もしている、少し考えていかなければいけないのではないかという機運が盛り上がって、やるやらないは別として、再編・統合に向けて話し合いをしていこうということについて、ご理解をいただけた地区に協議会を立ち上げていくということです。委員からの対象地区の全世帯にアンケートをとのご提案につきましては、ご意見として承ります。

#### ○吉川委員

長くなりますが、再編については新聞にも出ましたし、保護者や地域住民の中でも再編進んでいるらしいなということはニュアンスとして伝わっている。

ところが、祖父江を1校にするか2校にするかということについては、とんでもないという人が多いんですよ。それを、説明して、どういう形になれば合意形成ができたかと判断しますか。

●庶務課主幹

統廃合自体は、よく言われるようにメリットもあれば、デメリットもあります。いいことばかりではありません。先ほどお話が出たように通学距離が長くなるということもあります。アンケートの結果も8割の方は再編・統廃合を進めるのはやむを得ない、あるいは進めるべきであるという回答をされていますが、逆に見れば2割の方は反対だというご意見ということで認識しています。どこまでのレベルに達したら地域の理解が得られたか、100人が100人賛成するということは、こういった問題では難しいと思っています。ただ、協議会の立ち上げが即再編・統廃合するという話でもないと思います。まずは、委員がおっしゃられたとおり、どのような形で進めていくのが良いのか、そういったことも含めて話だけでもしてみようじゃないか。そういった空気が地域で出れば、そこは協議会を立ち上げる一つのきっかけなのかなと考えています。

○吉川委員

6番の修正案は認めていただけるのかどうか。認めていただきたいという強い要望ですが。ほかの委員さん、これは合意したことなのですが、ほかの委員さんからご意見があればお聞かせください。

●庶務課長

6番ですが、土日や平日の夜間も含めて対象者が参加しやすい時期に説明会を開催すると整備方針の計画に説明会の具体的な開催日まで書く必要はないと考えておりますので、ここについては修正を考えておりません。合意形成を行うことを本計画で明示していますので、そのためにはいつやったらいいのかということは自明のことですので、事務局としても考えていきたいと思っています。そんなことを言っても去年平日にやったではないかというお話もあると思いますが、去年の説明会につきましては、パブリックコメントの一環として行ったもので、限られた期間の中で、例えばある地区は平日、ある地区は土日に行ったとなると、公平性を確保できないということで、会場や勤務時間を考慮しながら開催させていただいたものですので、合意形成の説明会とは趣旨が違うと考えています。その点をご理解いただきたいと思います。それからもう一つ分かりやすくというご意見をいただきましたので、それについては検討させていただいて、変える所があれば修正案をまた提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○吉川委員

ほかの委員さんは、今の事務局の話でいいですか。私は左側のほうに修正していただきたいなと思って。この間合意したような気がします。

○大島委員

この表の左側の教育委員のご意見と書いてありますが、吉川委員は教育委員5人で決めたことは非常に、教育委員は重い立場にあって、5人で決めたことはもっと重んじてもらう必要があるということだと思います。私は、事務局側の修正の考え方を見ますと、市役所の立場として、法律的にも、議会のことなどやれることとやれないことがあるという考え方ですね。修正できることと、それからこれは必ず議会の承認が必要だとか、予算の関係で出来ないとか、とにかくできないという書き方がしてあるいくつかの項目があると思いますが、それはいくら教育委員が5人で合意した内容でも、事務局あるいは市役所の立場としてこれは無理だということは、私は認めていく必要があると思います。何がなんでも教育委員が言ったことを通してほしいとは私は思っていません。やはり事務局の立場としてできないこともあるということは理解して、最終的には合意をとるか妥協と言いますか、そういう形でこの計画を作っていく必要があるのではないかと思います。

○吉川委員

6番の項目については、何も難しいことを言っているわけではないので、私としてはぜひ修正していただきたいということ。それが無理である、無理であるということが私には理解できません。何も難しいことを言っていないのに、なぜそんなのを出したのかと思っているのだけれど。要は、修正案を出したのだけれど、それを認めないという権限が事務局にあるのかということを強く訴えていきたいと思います。もう一つは、認めていただけなかった意見も、教育委員会からこういう意見が出ていたという付帯意見として必ず基本計画案と一緒に、教育委員からこういう意見をいただきましたということを必ず付け加えて、説明会に当たっていただきたい。そんなことを思っています。

◎教育長

だいぶん時間も過ぎてきていますので、本日の協議事項（2）については、この辺で打ち切りをしたいと思います。よろしいですか。

○吉川委員

この件について今まで継続審議で来ていますが、次はどういう段階になりますか。

●庶務課長

今後ですが、本日ご意見をいただきました6番の内容を含めて、もう一度検討させていただいて、できれば次回修正案という形で議案として出していきたいと考えています。

○伊藤委員

修正できるものは修正していただいてということですね。そうすると、次回は8月16日でしたか、その時にはぜひ採決を採っていただきたいと思っています。

◎教育長

それでは今お話がありましたように、次回採決をするという方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎教育長

それでは、続きまして、7. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の2ページをお願いします。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を6ページにかけて掲載しております。ここに記載のとおり、19件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことを、ご報告いたします。

以上です。

◎教育長

続きまして、「稲沢市部地域学校協働活動推進員の解嘱について」ほか1件を生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

生涯学習課から2点報告いたします。

定例会事項7ページをお願いします。

1点目は、「稲沢市地域学校協働活動推進委員」の解嘱についてです。ここに記載の1名の方が、ご家庭の都合で、職務の遂行ができないとの申し出があり、6月末で解嘱いたしましたので、報告をさせていただきます。後任は決まり次第報告させていただきます。

8ページをお願いします。「令和7年度稲沢市勤労福祉会館及び稲沢市総合体育館の休館日」についてです。両館の休館日の指定につきましては、この開館日程表に記載のとおり、条例に定められた年末年始のほか、設備保守点検のために、令和6年度と同様に毎月第4月曜日及び4月、10月の第3月曜日を休館

日とするものです。

以上です。

◎教育長

説明が終わりました。ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、8.その他に移ります。その他について何かありますか。

●生涯学習課長

生涯学習課から1件お願いいたします。

本日、「あいちの社会教育委員ハンドブック」と、その概要版をお手元に配付させていただきました。こちらは、社会教育委員の役割などについて、Q & A方式を用いてわかりやすく作成されており、稲沢市の社会教育委員長の山内委員が作成に深く関わられているものです。一度、お目通しいただければ幸いです。

以上です。

●スポーツ課長

スポーツ課から、第36回稲沢シティーマラソンについて、ご案内させていただきます。お手元のパンフレットをご覧ください。

来る11月10日、日曜日に陸上競技場をメイン会場として開催いたします。参加者の申し込みは、8月1日から9月6日までで定員になり次第締め切ります。なお、教育委員の皆様には、お忙しい中恐縮ですが、大会当日は大会役員をお願いしたいと思っております。10月に改めて御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎教育長

何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、続きまして、次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定でございました。

これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

## 【秘密会】

### ◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第12号「令和7年度使用中学校用教科用図書の採択について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

### ●学校教育課長

議案書2ページをお願いいたします。（議案第12号 朗読）

資料3ページをご覧ください。本年度、尾張西部教科用図書採択地区協議会が3回開催され、慎重な検討がなされました。7月10日に開催された第3回尾張西部教科用図書採択地区協議会では、令和7年度使用中学校用教科用図書につきまして、研究結果をもとに詳しく協議がなされました。その結果、ここに挙げさせていただきました出版社の教科用図書を使用することについて、選定結果が各市町教育委員会に報告され、本日協議していただく運びとなっております。

それでは、中学校用教科用図書の選定の理由につきまして、学校教育課主幹より簡単に述べさせていただきます。

### ●学校教育課主幹

各教科の教科用図書、選定の理由について述べさせていただきます。お手元の資料4ページにある「選定理由書」と別紙カラー印刷資料をもとに説明させていただきます。

今回、中学校のすべての教科、教科用図書が選定されました。選定にあたっては、各教科、「学習指導要領との関連」、「あいちの教育の基本理念との関連」、「内容」、「表記・表現及び使用上の便宜等」、「印刷・造本等」の5つの観点で比較・検討をいたしました。その中で、特に、決め手となったもの、また特徴的なものをピックアップし、説明させていただきます。

最初は、「国語」です。国語は「光村図書」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。光村図書の教科用図書は、学習を焦点化し、資質・能力をしっかりと身につけられる構成となっています。具体的には、「学びの扉」において、学習の流れが示され、学習者は見通しをもつことができます。そして、全領域に「学びのカギ」が示されており、領域を超えた学びのつながりが明確になっています。学習者は、「読むこと」で習得した資質・能力を、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」で活用することによって理解を深め、実生活に役立つ力として定着させていくことができます。

光村図書の教科用図書は、生徒が人生を歩むうえで直面するさまざまな課題を、言葉を使って解決する力を身につけることができるつくりになっています。

続いて、「書写」です。書写は「教育出版」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の程度」です。教育出版の教科用図書は、学習手順が明確化されており、主教材の学習から他の文字への応用、日常化までの流れをつかむことができるような工夫が見られます。具体的には、「学習の進め方」において毛筆の教材紙面と連動しており、毎時間の学習の進め方を身につけながら基礎基本の定着を図ります。また、話し合うポイントや学習用語が提示されており、話し合い活動を活性化させることが期待できます。さらに、毛筆で学習した行書の書き方を、硬筆の他の文字に転移できる教材が豊富に例示されているため、日常化を図ることができます。

教育出版の教科用図書は、相手に情報や思いを伝えるために「書く技能」を身につけ、書写の授業で学んだことを日常生活に生かしていくことができるつくりになっています。

続いて、「社会科」です。社会科は、地理的分野・歴史的分野・公民的分野ともに「東京書籍」の教科用図書が選定されました。

地理的分野について、選定の決め手となったのは、「内容の選択」です。巻頭で「地理を学ぶ5つのミカタ」、単元末で「資料から発見！」が示され、地理的な見方・考え方をくり返し働かせるように内容が選択されている点です。

歴史的分野について選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。各章のはじめとまとめ、各ページの右側に年表を掲載することで、各時代のつながりをとらえやすくなるように工夫されています。

公民的分野について選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。各章の初めに単元を貫く「探究課題」が示され、その解決のための「探究のステップ」が各節に配置されることで、段階を踏んで探究課題を解決できる構成になっています。

東京書籍の教科用図書は、地理・歴史・公民の3分野の枠をこえて、現代的な諸課題の解決に向けて主体的に考えることができるつくりになっています。

続いて、「地図」です。地図は「帝国書院」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の選択」です。帝国書院の教科用図書は、一般図や地形図、鳥瞰図、主題図など様々な種類の地図が掲載されており、学習を効果的かつ効率的に進めるための工夫がなされています。具体的には、世界の各州には、自然環境や生活・文化、産業などイラストを配置した鳥瞰図があり、地域の特色が視覚的にとらえられ、大観できるようになっています。また、問い「地図で発見！」が設置され、地図の読み取りなどの地理的技能が身につくだけでなく、社会的な見方・考え方を働かせた学習にも活用できるようにな



っています。

帝国書院の教科用図書は、地理の学習だけでなく、歴史や公民の学習でも活用できるように多くの資料が掲載されており、SDGs や自然災害・防災、総合的な学習や平和学習などにも活用できるようなつくりになっています。

続いて、「数学」です。数学は「啓林館」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の選択」です。啓林館の教科用図書は、身の回りの題材などを取り上げ、数学が生活の中で役立っていることを実感しながら、生徒が興味・関心をもって学習に向かうことができるような工夫がみられます。具体的には、すべての節の先頭には学びの導入となる「学習のとびら」が配置され、QR コンテンツや言語活動のコーナー「説明しよう」、「話し合おう」が設けられて主体的・対話的な学びが実現できるようになっています。また、補充問題や章末問題、巻末の「学びをたしかめよう」、「学びを身につけよう」で、補充的、発展的な学習に個に応じて取り組めるよう、個別最適な学びができるように工夫されています。

啓林館の教科用図書は、生徒が数学的な見方・考え方を働かせ、進んで学習を進めていくことができるつくりになっています。

続いて、「理科」です。理科は「教育出版」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。教育出版の教科用図書は、生徒が主体的・対話的に課題を発見し、その課題を科学的に探究していく過程を重視した内容となっており、発達段階に合わせた学習ができるように配慮されています。具体的には、各単元の初めに既習事項とのつながりを示し、「探究の進め方」で既習事項とのつながりが確認できるようになっています。また、章の導入と章末のまとめに「学習前の私、学習後の私」で、学習前の素朴な疑問と、学習後に考える投げかけが示され、生徒が自分の成長を実感できるように工夫されています。

教育出版の教科用図書は、探究的な授業が実現できるように工夫されており、育てたい資質・能力のつながりを意識したつくりになっています。

続いて、「音楽」です。音楽は「音楽一般」、「器楽」とともに「教育出版」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、いずれも「内容の程度」です。教育出版の教科用図書は、学習に必要な知識や技能を習得し、WEB 上の動画等を活用して思いや意図をもって表現する技能をムリなく身につけることができるように配慮されています。具体的には、歌唱教材「夏の思い出」では、「Let's Try! 指揮をしてみよう」を通して、指揮をするときの基礎的な知識・技能を解説しています。また、ワンポイントアドバイス「Sing! Sing!

言葉の発音について」を通して、「鼻濁音」について解説し、表現に生かすような工夫が見られます。さらに、「器楽」では、「演奏の仕方を身につけよう」を通して、生徒の実態に合わせて基礎的な演奏の仕方を段階的に身につけることができるように配慮されています。

教育出版の教科用図書は、豊かな情操を養う教材と学習が設定されており、音楽を愛好する心情を育むことができるつくりになっています。

続いて、「美術」です。美術は「日本文教出版」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。日本文教出版の教科用図書は、3年間の発達段階に考慮し、表現と鑑賞の関連を重視し、より社会的な視点で学べる多様な題材の配列となっています。具体的には、美術1は「美術との出会い」として、原始から現代美術までの基礎・基本を重視し、小学校での経験や身につけたことが活用しやすい題材が配列されています。そして、美術2・3上は「学びの実感と深まり」、美術2・3下は「学びの探求と未来」として、生活の中で存在する美術や社会、環境にかかわることを学び、系統的・発展的な学習ができるような構成になっています。

日本文教出版の教科用図書は、表現や鑑賞の多様な活動を通して、創造活動の喜びや美術文化への理解を深め、造形的な視点を養うことができるつくりになっています。

続いて、「技術家庭」です。技術家庭は、技術分野、家庭分野ともに「東京書籍」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、いずれも「表記・表現及び仕様上の便宜点」です。

技術分野では「目標」、「始めの活動」、「学習課題」、「まとめの活動」などを全見開きの同じ位置に配置され、すべての生徒が使いやすい紙面構成になっています。そして、基礎的・基本的な技能とともに、生徒のつまずきやすい内容や安全に実習を行うポイントなどを「TECH Lab」としてまとめられ、豊富な写真や図で、技能の習得を支えとともに生徒が問題解決に取り組む際に選択できるようになっています。

家庭分野では、実物大の写真やイラスト、図表など、分かりやすく実感をもって学べるビジュアルな資料が充実しており、生徒の学びの意欲が高まる工夫がみられます。そして、随所に具体的な学習活動や問い、思考の助けとなるような図表や資料、活動が示され、主体的に問題解決的な学習を進められるようになっています。

東京書籍の教科用図書は、生徒自ら問いを引き出し、課題設定を行って「やってみたい」、「生活に役立てたい」を促すような、主体的に学習に取り組む姿

勢が育成されるようなつくりになっています。

続いて、「保健体育」です。保健体育は「東京書籍」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の選択」です。東京書籍の教科用図書は、学習の流れを「見つける」、「学習課題」、「活用する」、「広げる」というステップで配置されており、生徒の主体的・対話的な学びを促す編集となっています。具体的には、「見つける」で、日常生活での経験や既習事項をもとに生徒自身で健康課題を探し見つけさせます。そして、「活用する」では習得した知識や技能を活用して、さらに思考を深めるようにしています。

東京書籍の教科用図書は、学習課題を自分事としてとらえ、学習への興味関心を高め、自分の生活と照らし合わせて追究することができるようなつくりになっています。

続いて、「外国語」です。外国語は「東京書籍」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の構成」です。東京書籍の教科用図書には、単元のまとまりを重視した Unit 学習を通して、知識・技能の習得と活用を繰り返しながら、主体的・対話的で深い学びが進められるように設定されています。具体的には、「単元を貫く問い」である Unit Question で、生徒は単元のゴールの活動を確認し、見通しをもって学習をスタートします。Unit の前半では、短めの文が取り上げられ、音読や文法事項を用いた自己表現に取り組みます。後半は、「読むこと」に重点が置かれ、文章の読み方を身につけ、自己の考えを表現します。最後に、Unit Activity でゴールの活動に取り組みます。

東京書籍の教科用図書は、平易な会話表現から段階的にリーディングの語数を増やすなど、系統的・発展的に教材が配列されており、スモールステップで確かな英語力を身につけることができるようになっています。

続いて、「道徳」です。道徳は「日本文教出版」の教科用図書が選定されました。選定の決め手となったのは、「内容の選択」です。日本文教出版の教科用図書は、ユニットとして、異なる内容項目に属する多様な教材・コラムを組み合わせ、一定期間に集中的に学ぶことで、多面的・多角的に考えられるような工夫がみられます。具体的には、ユニット「いじめと向き合う」では、各学年とも、年間複数配置されています。いじめ行為が強くなる長期休み明けの時期をねらって配置され、いじめの未然防止につなげるように工夫されています。また、「学びを深めよう」では、問題解決的な学習や体験的な学習などの流れが示され、生徒にとっては学びの見直しや思考の広がり・深まりにつなげることができます。さらに、別冊「道徳ノート」が付属しており、自らの考えや友達から学んだ内容を書き留めることで、道徳的諸価値の理解を深めることができる

ように編集されています。

日本文教出版の教科用図書は、考え、議論する時間が十分に確保でき、生徒の多様な考えを引き出せるようなつくりになっています。

以上のように、令和7年度中学校用教科用図書が選定されました。協議会委員より様々な観点から質疑があり、その後協議が行われました。様々な面から評価し、その評価に基づいて総合的に判断されていると意見が出され、各教科、教科用図書が選定されました。

以上、概要を説明させていただきました。

#### ●学校教育課長

7月10日に協議された中学校用の教科用図書選定の結果について説明させていただきました。お気づきの点やご不明な点がございましたら、ご質問・ご意見を賜りたいと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

委員の皆さんにも事前に教科書を見ていただいて、その上でこの場に臨んでいただいています。ご意見・ご質問はございませんか。

#### ○吉川委員

それでは、昨年度から変更になった教科、理科と保健体育、それから道徳の3教科について、変更になった決め手が何かありましたら教えてください。

#### ●学校教育課主幹

まず理科につきましては、研究員の報告ではどの教科書もそれぞれ工夫があり良い所があるということでしたが、とりわけ教育出版が先ほどお話ししましたように内容の構成について高く評価されていました。生徒が主体的・対話的に課題を発見し、その課題を科学的に探究していく過程を重視した教科書であるという点が決め手になりました。

続いて道徳についてですが、こちらもそれぞれの教科書良い点があるということでしたが、特に特色的なこととしましては、先ほどもお話ししましたユニットについてです。いじめと向き合うということで紹介しましたが、そのほかにもよりよい社会を考えるというユニット、それから自立と共生、環境と未来という2つのテーマについて集中的に多面的、多角的に考えられる構成になっているところが高く評価されました。また、別冊で道徳ノートが付属していることも話題になりました。自前のワークシートを準備しなくても、協働的な学びの積み重ねをまとめられる点で、評価されました。

もう一つ、保健体育についてです。こちらも先ほどお話ししましたように、内容の選択について高く評価しています。東京書籍の教科用図書は学習の流れを

見つける、学習課題、活用する、広げるというステップで配置されており、生徒の主体的、対話的な学びを促すという点で、この教科書を選ぶ決め手となりました。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第12号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第12号は承認されました。学校教育課お願いします。

●学校教育課長

ありがとうございました。今後の日程について確認させていただきます。本日、採択していただいた内容を、尾張西部教科用図書採択地区協議会の事務局へ報告し、事務局から県教委へ8月20日までに結果を報告します。県教委では9月上旬に教育委員会会議を開き、この結果が報告され、9月中旬までに文部科学省へ採択結果及び需要数の報告をし、来年度に向けて準備が整うという形でございます。

9月上旬には、県教委義務教育課ホームページで、令和7年度使用教科用図書の採択結果、教科用図書選定審議会委員名簿、会議録、選定資料が公表される予定です。

なお、採択した内容は、令和6年9月1日まで非公開とし、9月2日以降は公開とします。よろしくご配慮お願いいたします。

◎教育長

本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

これをもちまして、第7回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和6年8月16日（金） 午後1時30分 議員総会室

－ 閉 会 －

令和6年8月16日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記